○関東地方整備局告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭島都市計画道路事業三・二・三号国営公園南線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都昭島市中神町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月五日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	菊地　雄治

(2)　変更年月日

平成二十五年十二月一日

○中国地方整備局告示第百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月五日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号

中国地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山田　紀子
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年十一月二十九日

○北海道開発局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
北海道厚岸郡厚岸町宮園二丁目二九一番地内	前	四七・二八～五一・一二メートル	○○・○○八キロメートル
	後	四七・二八～六九・二六メートル	○○・○○八キロメートル
北海道厚岸郡厚岸町別寒辺牛八一番地先から同町別寒辺牛七六番まで	前	三〇・〇〇一～三一・〇〇メートル	○○・二二五キロメートル
	後	三〇・〇〇一～四四・九九メートル	○○・二二五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
北海道増毛郡増毛町中歌四二番一地内	前	四三・八二～五二・〇〇メートル	○○・〇一〇キロメートル
	後	四三・八二～四四・七八メートル	○○・〇一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
釧路市桜田一〇線六九番四から同市桜田一〇線六七番三まで	前	二八・七三～二八・九九メートル	○○・〇一四キロメートル
	後	二八・七三～三八・三三メートル	○○・〇一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号及び四百五十一号	北海道増毛郡増毛町見晴町一五二番一から同町見晴町一五番一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百三十二号	北海道苫前郡苫前町字興津一一七番一〇から同町字興津一一七番三まで	〃
〃	北海道苫前郡苫前町字香川一五五番から同町字香川一五七番五まで	〃
二百三十三号	留萌市大字留萌村字幌糠一八四八番三から同市大字留萌村字幌糠一八四三番まで	〃
二百四十号	釧路市桜田一〇線七一番三から同市桜田一〇線六七番三まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年十二月五日